

平成 25 年 3 月 7 日

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案
に対する意見

全 国 市 長 会

標記法律案の改正に当たっては、市町村に新たな義務付けがなされることから、下記事項について十分に配慮されたい。

記

- 1 今般の法改正により、特別警報（仮称）の周知を新たに義務付ける理由及び必要性を明らかにするとともに、周知の義務付けに伴う責任を具体的に示し、市町村の過重な負担とならないよう配慮すること。
併せて、今般の改正内容について、国の責任において、全ての市町村に対し周知の徹底を図ること。
- 2 特別警報（仮称）の基準を定めようとする時は、地域の実情を反映させるため、都道府県知事の意見の有無にかかわらず、必ず関係市町村長の意見を聴くこと。
- 3 特別警報（仮称）の導入に当たっては、システム改修や防災無線の新設などの施設整備のほか、地域防災計画の修正などの防災体制の整備が必要になる可能性が強いことから、各市町村における体制整備に要する期間に配慮するとともに、国の責任において、財政措置を含めた総合的な支援策を講じること。

以上